

ならない。

第十一條 村指定重要文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

第十二条 教育委員会は、村指定重要文化財の所有者に対し、三月以内の期間を限つて、当該村指定重要文化財の公開を勧告することができる。

2 村指定重要文化財の所有者及び当該村指定文化財を公衆の観覽に供するため公開しようとするときは、当該公開する日の二十日前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、当該村指定重要文化財の所在場所において公開するときは、この限りでない。

第十四条 教育委員会は、村の区域内に存する無形文化財（法第五十六条の二第一項及び県条例第十四条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち村にとつて重要なものを熱塩加納村指定重要無形文化財「以下「村指定重要無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の指定をするときは、当該指定に

係る無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めある者をいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 教育委員会は、第一項の指定をした後においても、当該村指定重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を当該村指定重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定することができる。

第十八条 教育委員会は、村の区域内に存する有形の民俗文化財又は無形の民俗文化財（法第五十六条の十第一項及び県条例第十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち村にとつて重要なものを熱塩加納村指定重要有形民俗文化財（以下「村指定重要有形民俗文化財」という。）に、又は熱塩加納村指定重要無形民俗文化財（以下「村指定重要無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

第二十六条 教育委員会は、村の区域内に存する記念物（法第六十九条第一項及び県条例第二十四条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち村にとつて重要なものを熱塩加納村指定